

議員案第1号

矢板市議会委員会条例の一部改正について

矢板市議会委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和3年9月2日

提出者	矢板市議会議員	佐 貫 薫
賛成者	〃	神 谷 靖
〃	〃	中 里 理 香
〃	〃	高 瀬 由 子
〃	〃	宮 本 妙 子
〃	〃	中 村 久 信

矢板市条例第 号

矢板市議会委員会条例の一部を改正する条例

矢板市議会委員会条例（昭和42年矢板市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の選任) 第5条 略 2・3 略 4 前項の規定により所属を変更した常 任委員の任期は、第3条_____ _____第3項の例による。 第11条 略 <u>(会議の特例)</u> 第11条の2 委員長は、次に掲げる場 合において、適切かつ効果的な委員会 の運営の観点から特に必要と認めると きは、映像及び音声の送受信により相	(委員の選任) 第5条 略 2・3 略 4 前項の規定により所属を変更した常 任委員の任期は、第3条 <u>(常任委員の 任期)</u> 第3項の例による。 第11条 略

手の状態を相互に認識しながら通話をする
ことができる方法（以下「オンライン
会議システム」という。）により
会議を開くことができる。この場合に
おいて、委員長は、会議の公開の要請
並びに会議出席者への配慮、委員の本
人確認及び自由な意思表示の確保に十
分留意するものとする。

(1) 災害等の発生、感染症のまん延防
止措置等のやむを得ない事由により
委員会を開会する場所への委員の参
集が困難と認める場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由
により委員会を開会する場所への参
集が困難な委員からオンライン会議
システムを活用した委員会の開会の
求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、委員
会にオンライン会議システムによる出
席を希望するときは、あらかじめ委員
長の許可を得なければならない。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数

以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条の規定により _____ 半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第25条第1項の出席委員とする。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムによる会議は、秘密会とすることができない。

2 略

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、矢板市議会会議規則(昭和42年矢板市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言

以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条(委員長及び委員の除斥)のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則 _____
_____ 又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言

を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 略

(参考人)

第24条の2 略

2 略

3 参考人については、第22条から前条まで

_____の規定を準用する。

を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 略

(参考人)

第24条の2 略

2 略

3 参考人については、第22条（公述人の発言）、第23条（委員と公述人の質疑）及び第24条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。